

鎌倉市告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づく路線の廃止を行ったので、同法第10条第3項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年（2025年）12月24日から令和8年（2026年）1月7日まで一般の縦覧に供します。

令和7年（2025年）12月24日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路線の廃止

道路法第10条（路線の廃止又は変更）

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	起 点		終 点		主要な経過地
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番	
4	市道203-045号線	長谷四丁目	541番3	長谷四丁目	542番	同一地域
5	市道203-046号線	長谷四丁目	542番	長谷四丁目	544番10	同一地域
6	市道024-018号線	鎌倉山二丁目	1585番14	鎌倉山二丁目	1585番23	同一地域
7	市道202-096号線	腰越四丁目	237番3	腰越四丁目	248番1	同一地域
8	市道042-030号線	上町屋字 山ノ根	689番	上町屋字 山ノ根	688番	同一地域